

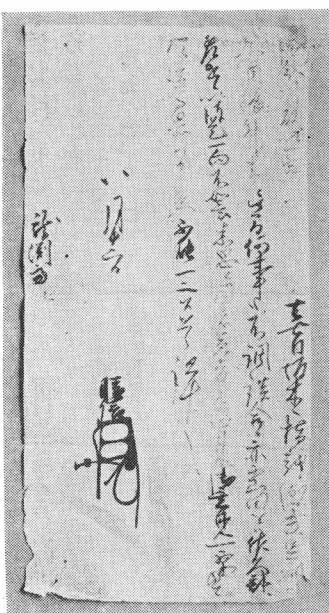
国玉神社所蔵、晴信文書の年紀推定

服部治則

はしがき

国玉神社（玉諸神社）には、天正一年四月二四日、徳川家康印判状、天正一七年己丑年一月二三日、伊奈忠次神領証文、天正二拾歳二月八日、加藤光泰判物、更に江戸時代の文書が多く残されているが、武田関係では、年紀なし八月一二日、晴信花押文書が一通存在する。

その外、作成年代が必ずしも明らかではないが、神主家磯部氏を



晴信花押文書

知るためには、『磯部家系譜』一巻がある。この系譜によれば神主家は開祖より磯部氏が数代つづいたが、建武年中、武田信武の弟武田七郎信正の子、武田三郎、後ち紀伊介武正が、磯部藏人保成の女と婚して、養父の神官を継ぎ、それ以降武田氏を名乗っており、天正一〇年武田勝頼滅亡後、武田河内守正清入道龍淵齋の嫡子二郎三郎正元が再び磯部に改め、家紋は両家の「丸ニ横三ツ引」と「割菱」を用いているとしている。

磯部神主家の歴史的研究も必要であるが、この稿では、年紀なし八月一二日、晴信文書について思い付く所を記すこととする。

一

「從今川殿以三一宮出羽守承候間、去七日坂木へ指越候。例式豆州へ」大酒振舞まで二候間、何事も不調談合候。亦小山田をハ佐久郡へ差遣候。以彼是一向不如意迷惑候。同者急度有出来御意見可レ為本望候。猶從高白所可レ申條不レ能ニ一二候。恐々謹言。

八月十二日

晴信（花押）

龍淵齋江

右の文書は、『甲斐国志』には引用されておらず、のち、『西山梨

郡志』・『信濃史料』・『新編甲州古文書』に採用されている。

この文書には年紀が記されていない。我々の興味の一つは年紀推定のことである。

ここで『磯部家系譜』を見ると、右の文書を、正清の譜の箇所に写し入れている。即ち、右の文書の祖先龍淵齋を武田太郎正清号龍淵齋としているのである。『磯部家系譜』については別に紹介を必要とするが、差し当り正清の譜を左に示すと、

「正清 武田太郎。母同レ兄。河内守。龍淵齋。」

弓上手自武田信虎公射礼相伝。

室上野国磯部大藏少輔秀春女与林子。

元亀三壬申年六月十八日卒ス。寿五十八。」

とあって、正清は正綱（武田六郎。丹波。室今井大藏信成女。一中略—享禄三庚寅年正月一八日卒。五六歳。）の三番目の子となつてゐる。正綱の長女は曾乃（今井源三虎林室）、長男は正常（武田助太郎。大永二壬午年八月一三日病死。母今井大藏大輔信成女）である。母同レ兄とあるのは正綱の室、今井大藏大輔信成女である。今井大藏大輔は『円光院武田系図』に見える今井大藏大輔信父と同人物、今井源三は同系図に見える源三と同人物と考えられる。『一蓮寺過去帳』によれば大藏大輔は明応三年（一四九四）甲寅三月二六日打死眼阿弥陀仏、源三は永正五（六の誤か）己巳年（一五〇九）一二月二四日打死与阿弥陀仏と見えるものに比定できるのではないか。（筆者稿「今井兵庫助とその系譜」参照）

八月一二日付晴信花押、龍淵齋宛の文書を右の『磯部家系譜』の中に入れて、天文一五丙午年とし、晴信の志賀城攻めに關係する文

書と考えたようである。

即ち、正清の譜の右に引用した記述につづけて、

「天文十五丙午年七月下旬、当国屋形晴信公將三甲信両國ノ兵ニ攻ムニ信州佐久郡志賀ノ城ヲ。然ルニ上州高田ノ一族出テレ兵ヲ援ケニ志賀殿ヲ一屯スニ浅間嶽ノ麓ニ。依レ之上州諸将各馳セ加ハル之ニ。八月六日甲州ノ先鋒板垣駿河守信方、甘利備前守虎泰、横田備中守高松、多田三八満頼等擊破レ之。斬リ二将十四人、雜兵三千余人ヲ一梶スニ志賀城辺ニ。同十一日志賀落城、志賀殿、依田高田ノ一族三百余人死レ之。同十二日晴信公賜フ御書ヲ于龍淵齋ニ。其文ニ曰ク」

として次に八月一二日付の文書を写し記しているのである。

右の志賀城攻めを天文一五丙午年とするのは『妙法寺記』を原拠としたものらしい。即ち、『妙法寺記』天文一五丙午の記事に、「此年信州佐久郡シカ殿城ヲ甲州ノ人數信州人數悉談合被レ成候」としたるものらしい。去程ニシカ殿モ隨分ノ兵共ヲ御持候。又常州ノモロオヤニテ御座候高田方シカ殿ヲ見繼候而、城ヲ守り被レ食候。去程ニ又常州隨分ノ旁高田ヲ見付候而、淺間ノ嶽ノ廻リニ御陣ヲ取候。去程ニソレヲ目懸候而、板垣駿河守殿、甘利備前守殿、横田備中守殿、多田三八殿、其外向イ軍サ被レ成候。去程ニ常州人數切劣ヶ候而、名大將十四人打取、雜人三千計打取、此首ヲシカ城廻リニ悉御懸候。是ヲ見テ要害ノ人數壬力ヲ失ヒ申候。去程ニ城ハ水ニツマリテ常州人數ト合戦ハ八月六日。シカ要害ハ八月十一日。依田一門高田一族シカ殿御内ヲハカラウ平六左衛門尉兄弟八人。去間以上打死三百計。シカ殿御上ヲハ小山田羽州給テ駒橋ヘ御同心申候。去程ニ男女イケトリ被レ成候而、悉甲州ヘ引越申候。

去程ニ二貫三貫五貫（合）ニ貫ニテモ身類アル人ハ承ケ申候。」

右若干長い引用をしたが、『磯部家系譜』の記載が『妙法寺記』の内容を参照していると思われるからである。右のように『妙法寺記』の志賀城攻めの記事は精細であるが、これを天文一五年半年に入れたのは誤りである。記事それ自体ではなく、年度の入れ誤りである。『磯部家系譜』は龍淵齋宛文書の中の文言「猶從高白所可申条」の「高白」を「高田」と読み、『妙法寺記』の志賀殿の援軍上州の高田一族と解釈して、『妙法寺記』の志賀城攻めの記事を採用し、天文一五年としたと推測できる。

志賀城攻めは天文一六年である。年月日に誤りの多い『甲陽軍鑑』でさえ、その品第二七に、

「天文十六年八月二日辰の刻に、晴信公甲府を御立あり、同月六日に信州（佐久）志賀の郡（佐久）の城へ取つめ、同十一日に彼城を責おとし、しかも城主笠原新三郎を討とり給ひ、小室（諸）へ御馬を入れ、
(下略)」

としている。

最も信用し得る記録は『高白齋記』である。ただしその原本はなく、江戸期の写本が『甲陽日記』として戦前まであって、『甲斐志料集成』にも入れられたが、延享二乙丑年、甲府城守力柴田仲助が写本の際、故意に攬入した部分を注意して読めば、最も史料価値ある記録となるものである。『高白齋記』には、

「天文十六丁未年 (中略)

七月大。十四日節。十八日卯向志賀御門出ノ御動高福所迄。

閏七月小庚辰九日戊子大井三州其外御先衆出陣。十三日御出馬。十四日節。廿日桜井山迄御着。廿四日卯刻ヨリ午刻迄志賀ノ城へ被

為取詰候。廿五日未刻水ノ手被レ取。小笠原、金吾、山家参陣。八月大己酉細雨。敵城ノ雲布ノコトクナリ。六日甲寅卯刻板駿其外動、関東衆數多被討捕申刻一戦。十日午刻外曲輪焼、子丑刻二ノ曲輪焼。十一日巳未午刻志賀父子高田父子被討捕。十三日城へ御登り持罐進上。廿一日巳於諏訪小笠原ト御対面。廿二日御帰府。(下略)」

とあって、志賀城攻めの年次は天文一六年で、『妙法寺記』も年次を改めれば、月日はほとんど合致している。

この中の志賀殿は信州佐久郡(現佐久市)の志賀城に籠つた笠原清繁であつて、上州の援軍(『妙法寺記』が常州としたのは上州の書誤りと見てよい。)を頼んで武田氏に従わなかつた。関東衆というのは笠原清繁の親戚に当る上州甘樂郡曾原城主の高田憲頼父子が援軍として志賀城に籠つていたのをいう。天文一六年八月一一日に死んだのは『寛政重修諸家譜』では高田兵庫助遠春となつており、小次郎(大和守)憲頼は武田家に属し、旧地を安堵している。天正元年四月五日、年四八で死んだ。その子小次郎(兵庫助)信頼は晴信の信の字を授けられ、勝頼にも仕え、その後天正一六年三月一五日、年三九で死んだ。従つて、志賀城で討死した父子は憲頼の父と兄であるうか。遠春次子憲頼は武田氏に降り、その子信頼も武田家滅亡に至るまで武田勝頼に従つているのである。

『磯部家系譜』が高白を高田と読んで、志賀城攻めの際、高田が降服を申入れて来た文書と解釈した形跡がある。更に、天文一六年を『妙法寺記』に従つて天文一五年としたものである。

『高白齋記』の高福は誤写で高白ではないかとの疑いがあるが、証拠がないので、いまは措くより仕方がない。板駿は勿論板垣駿河

守信方である。『磯部家系譜』の記事の部将たちの名乗りは例えれば多田三八満頼の名前の人々、『甲斐国志』を参照した形跡が濃厚である。

さて、『磯部家系譜』が「猶從高田所」と読んだ高田を改めて高白と読めば事情が変つてくる。高白は『高白齋記』の著者、高白齋（駒井政武）である。この書は明応七年から始まり、天文二二年一二月で終つているが、後世の攬入があるとしても、天文一〇年晴信の家督以降は詳細で、攬入の部分に注意すれば、最も貴重な史料となる。この書の中で著者は、自分の事を「高白」と記している。

新田次郎の小説では高白齋は、この日記の終る天文二二年に没することにしているが、必ずしもそうではなく、高白齋が関係する文書が永禄元年にもあり、彼の没年は今の所明らかにされていない。

年紀なし八月一二日付晴信花押、龍淵齋宛文書の年紀推定には、

文中の事件、人名、地名が手振りとなることはいうまでもない。人名としては、今川殿、その臣下の一宮出羽守、豆州、小山田、高白であり、地名としては坂木、佐久郡が見える。この場合小山田は姓のみであるから、小山田出羽守信有か子の小山田弥三郎信有（のち信茂、兵衛尉、さらに出羽守）の何れか、或は石田の小山田備中守であるのか、この文書だけでは不明である。豆州と呼ぶのは穴山伊豆守信友と断定してよいであろう。信友は永禄三年（一五六〇）一

二月一六日没、五五歳である。その子が信君（のちの梅雪齋）である。今川義元は永禄三年五月一九日桶狭間に戦死するのであるが、一宮出羽守はその生死の年次が明らかでない。『駿河記』・『駿河志料』等では一宮出羽守は波瀬齋宗是と号し、有度郡用宗城を守り、永禄一年一二月信玄の駿河侵攻の際、駿府落城ののち、用宗

で父子討死ともしているが、必ずしも信用できるとはいえない。^{補注}晴信が信玄の名を用いるのは、永禄二年の五月二日ないしはその極近い何日か前以降である。以上のことから、右文書の下限は永禄元年ということはわかるが、これだけでは年紀の推定にはならない。

次に、地名坂木に注目すれば如何であろうか。坂木は永年に亘つて武田氏の攻撃に反抗した村上義清の城である。坂木の葛尾城が、武田氏によつて最後に陥されるのは天文二二年である。

二

大体の検討をつけて、天文一六年以降、武田氏が信州佐久郡を含める中信においていかなる動きをするのかを目的的に示すと次の如くなる。必ずしもこれに従う要はないが、便宜上『信濃史料』の項目をとつた。

天文一六、八、一。武田晴信、佐久郡志賀城ヲ攻メテ、之ヲ陥ル。城將笠原清繁父子及び援軍上野管原城主高田憲頼等、敗死ス。（志賀城敗死の高田を憲頼としている点は、『寛政譜』とは異つている。）（三四八頁）

天文一七、二、一四。武田晴信、村上義清ト小県郡上田原ニ戦ツテ敗ル。晴信傷キ、板垣信方等部将、多ク討死ス。（高白齋記等）（三六六頁）

天文一七、四、二五。村上義清ノ兵、佐久郡内山城ニ放火ス。（三七七頁）

天文一七、七、一九。武田晴信、佐久郡布引城ノ鍬立ヲ行フ。

天文一七、七、一九。晴信、小笠原長時ト筑摩郡塙戸峠ニ戦ヒ

テ、之ヲ破ル。（三七九頁）

天文一七、九、一一。是ヨリ先、武田晴信ノ將小山田信有、佐久郡田口城ヲ攻メントシ、却ツテ敵ノタメ内山城ニ囲マル。是日、晴信、諏訪ヲ発シテ佐久郡ニ入り、前山城ヲ陥ル。尋デ、同郡ノ諸城ヲ陥ル。（四〇三頁）

天文一八、四、三。武田晴信ノ軍、佐久郡春日城ヲ攻メテ之ヲ破ル。（四二三頁）

天文一八、八、二六。武田晴信、伊那郡簾輪ヨリ、諏訪郡高嶋・上原ヲ経テ、是日、佐久郡桜井山城ニ入ル。（四二七頁）

天文一八、九、四。武田晴信、平原城ニ放火ス。尋デ、甲府ニ帰陣ス。（高白齋記）（四二七頁）

天文一八、一二、一六。佐久郡伴野信豊、武田晴信ニ出仕ス。

天文一九、四、二一。武田晴信ノ將高白齋、諏訪郡高嶋城ニ到ル。

天文一九、五、二。山城醍醐寺理性院敵助、伊那郡文永寺ニ下向ノタメ、村上坂木衆ト共ニ、京都ヲ発ス。（四四七頁）

天文一九、九、九。武田晴信、村上義清ヲ小県郡砥石城ニ攻メテ敗績ス。尋デ、晴信、兵ヲ諏訪ニ班ス。（四七二頁）

天文一九、一〇、二三。是ヨリ先、小笠原長時、村上義清ノ援ヲ得テ、安曇郡平瀬三兵ヲ進ム。是日、武田晴信、之ヲ討タンガタメ、甲斐中下条ニ陣ヲ進ム。（四七五頁）

天文一九、一一、一三。村上義清、佐久郡桜井山城ヲ攻メテ之ヲ焼ク。（四八三頁）

天文一九、一二、一四。武田晴信ノ將、高白齋、筑摩郡深志城ニ入ル。（四八六頁）

天文二〇、五、二六。真田幸隆、小県郡砥石城ヲ陥ル。（四九一頁）

天文二〇、八、一。武田晴信、佐久郡桜井山城ニ陣ヲ進ム。尋デ、同郡岩村田城ヲ普請ス。（四九六頁）

天文二〇、九、二〇。武田晴信、上原昌辰（小山田備中守）ヲシテ、大井貞清ニ替リ、重ネテ佐久郡内山城ニ入ラシム。（四九六頁）

天文二〇、一〇、二四。武田晴信、安曇郡平瀬城ヲ攻メテ之ヲ破ル。（五〇二頁）

天文二〇、一〇、二七。武田晴信ノ兵、安曇郡小岩嶽城ヲ攻メテ放火ス。尋デ、晴信、諏訪郡高嶋城ニ兵ヲ班シ、甲府ニ帰陣ス。（五〇四頁）

天文二〇、一二、是月。武田晴信ノ伊那郡攻略ニ先ダチ、ソノ將日向大和守虎頭、佐久郡松原社ニ、ソノ戦勝ヲ祈ル。（『信濃史料』は源虎頭を原と訂正したが、大和守源虎頭は日向大和守である。）（五〇五頁）

天文二二、八、一二。武田晴信、安曇郡小岩嶽城ヲ攻メテ、之ヲ破ル。尋デ、筑摩郡深志城ニ兵ヲ班ス。（五二一頁）

天文二二、正、二八。武田晴信・同義信父子、信濃ニ兵ヲ出サントシ、是日、小山田昌辰ニ之ヲ告グ。（諸州古文書武藏・陽雲寺文書）

天文二二、四、九。是ヨリ先、武田晴信、諸将ヲシテ埴科郡葛尾城ニ村上義清ヲ攻メシム。是日、同郡陥リ、義清、越後長尾景虎ノ許ニ奔ル。（五五六頁）

天文二二、七、二五。武田晴信、村上義清ヲ小県郡塙田城ニ攻メントシ、是日、甲府ヲ発シテ、甲斐若神子ニ到ル。尋デ、同郡内山城ニ入ル。（高白齋記・恵林寺文書（五七六頁）（是日以下は二〇年の誤り）

天文二二、八、五。武田晴信、小県郡塙田城ヲ陥ル。尋デ、飯富

虎昌ヲシテ、同城ヲ守ラシム。（高白齋記）（五七七頁）以上二一卷。

天文二三、八、六。武田晴信ノ子義信、佐久郡ニ攻メ入り、同郡

ノ諸城相ツイデ陷ル。（三五頁）以下一二卷。

弘治元、閏一〇、一五。武田晴信、駿河今川義元ノ斡旋ニヨリ、

長尾宗心（景虎）ト和シ、互ニ兵ヲ引ク。（八五頁）

（今川義元、晴信ヲ援ケンガタメ、信濃ニ兵ヲ出ス。）（八七頁）

右のような一連の動きの中で、国玉神社所蔵、八月一二日文書の年紀を推定すれば如何なるようになるだろうか。

三

『信濃史料』は「国玉神社文書」〇山梨県として、八月一二日付龍淵齋宛文書の年紀を弘治元年と仮入し、弘治元年閏一〇月一五日の記事の次に、「今川義元、晴信ヲ援ケンタメ、兵ヲ信濃ニ出スコト、便宜左三合敍ス。」として入れている。『信濃史料』もこの文書を弘治元年と確信したものではないが、次の「武州文書」とからみあわせて、弘治元年の所に入れたようである。（もつとも、弘治元年の改元は一〇月二三日であるから、八月一二日はまだ天文二四年としなければならない。）

〔武州文書〕（浅川井出文書）

〔去々年、信州江富士下方之人數、為三甲州之合力、差遣之處、就一井出甚右衛門尉煩ニ一宮出羽守ニ相斷令ニ帰陣、彼煩終不ニ平癒、令ニ死去之上、略。中略。〕

弘治參年

六月廿二日 治部大輔（花押）

井出惣左衛門尉

」

この文書を用いる限り、治部大輔即ち今川義元が晴信に援兵を送つたのは弘治三年の去々年であるから、弘治元年（天文二四年）となる。井出甚右衛門が病氣のため帰陣したが、一宮出羽守に断つてあるからには、一宮出羽守がこの援兵の將であつたということになる。同じ一宮出羽守が、国玉神社所蔵の八月一二日付文書に見えるので、当文書も弘治元年と仮定したものと考えてよい。

『新編甲州古文書』も「国玉神社（三之宮）文書」としてこれを採用し、（一一〇八）天文二十四年と仮入し、註として、「西山梨郡志」文書編、『信濃史料』等に所収せり。年号の推定については『信濃史料』に従うもなお疑問の諸点あり。」として決定を保留している。因みに、『信濃史料』は豆州を穴山信君とし、『新編甲州古文書』が穴山信友としているのは後者が正しい。信君が伊豆守の官途名を用いた証拠はない。また両者共に小山田を信茂とし、『信濃史料』が高白と読んだのに對して『新編甲州古文書』は「磯部家系譜」と同様に高田と読み、信房と註している。

高田氏については、『甲斐国志』人物部第七に「高田小次郎信頼」の項があり、

〔源頼政之胤高田太郎盛員領ニ上州菅野庄ニ世々食之。兵庫頭遠春（法名ハ）其子小次郎憲頼仕上杉憲政賜諱字。永祿中本州ニ帰ス。味方ヶ原ノ役蒙レ疵死ス。年四十八（法名正閏）。下ノ郷起請文ニ高田大和守信房トアリ是カ。信頼ハ其男ナリ。小次郎又兵庫介トモ称セリ。勝頼ノ時屢々功アリ（法名正伝）死年三十九。宮原興藏寺所蔵勝頼印書ニ就ニ于帰陣態ト音問祝着候。仍其境無別条之由尤肝要候。有レ異者銘々注進尤候云々十一月十六日高田小次郎トアリ。其男ハ小次郎直政ト云後幕府ニ奉仕、母ハ小幡尾張守女ト云。」

」

とある。『新編甲州古文書』はこれによつて高田を大和守信房としたのであらう。宮原（現甲府市宮原町）興藏寺文書は『甲斐国志』附錄之部も『新編甲州古文書』も採用し、後者が高田小次郎を信頼と注しているのは当つてゐるとしてよい。

また、『信濃史料』が弘治元年七月一九日の条に引く、武田・上

杉両軍が川中島に戦う箇所につづいて引用している「諸州古文書」甲州に次の文書があり、高白齋の名が見える。

「其以後者不_二申承_一候。彼高白齋注進之分者、越後衆雖_レ令_二出

張_一、無_二指儀_一退散_二之由、先以御心安候。其後如何候哉、承度候。

因_レ之陳中江以_二飛脚_一申候。恐々謹言。

八月廿九日

氏真（花押）

武田彦六郎殿

武田彦六郎殿

武田彦六郎はのちの玄蕃頭信君であり、氏真は義元の子である。

『信濃史料』はこれにも弘治元年を仮入している。氏真も信君も共

に父が生存中で、共に子供同志の通信として問題はないが、弘治元

年とする根拠は明かにされていない。

因みに、穴山伊豆守信友の没年月について『甲斐国志』は「穴山

伊豆守信友、信綱ノ男ナリ。南部三円蔵院ヲ建テ為ス_ニ墳墓ト」。永

禄三申年十二月十六日逝ス。円蔵院殿剣江義鉄大居士。身延ノ過去

帳ニ蟠龍齋トアリ。」としているが、『静岡市史』中世・近世史料二

に『楓軒文書纂』卷四十を引いて次の文書を載せてある。

「蟠龍齋遠行、於_ニ氏真_一力落無_ニ是非_一候。仍為_ニ御吊_一定惠院越申

候。隨而香奠五千疋進_レ之候。委細高井兵庫入道可_レ申候。恐々謹言。

十二月廿三日

氏真（花押）

武田彦六郎殿

信友（蟠龍齋）逝去七日後の文書である。

この文書によつて、共に同じ年に父を失つた従兄弟同志（両者の母は姉妹）、今川氏真と武田彦六郎（穴山信君）の親密さが窺える。信友の没年齢は高野山成慶院過去帳によれば五五歳。信君（天文一〇年生）は天正一〇年没、四二歳であるので永禄三年は二〇歳である。小山田信茂（天文九年生）より一歳若い。今川氏真（天文七年生）は信君より三歳上で、永禄三年には二三歳である。

四

ここで、高白齋・一宮出羽守・坂木の人名や地名が同時に現われるような事件が何かなかつたであろうか。

『高白齋記』に一宮出羽守が出現するのが二ないし二度ある。

「天文十八己酉年（中略）

八月小朔日戊戌。五日寅刻布引_{（佐久郡）}へ忍入。七日節。十六日從_{（伊那郡）}義輪_{（伊那郡）}

各帰陣。廿三日庚申午刻從_{（高島）}御出馬_{（諏訪郡）}、上原御陣所。廿六日申

刻_{（佐久郡）}桜井山御着城。細雨、廿八日乙丑辰刻御井立放火。

九月大朔日丁卯。鷺林_{（佐久郡）}二御陣_{（伊那郡）}スエラル。四日平原ノ宿城放火。七

日平林出仕。八日節。九日富白齋坂木_{（伊那郡）}へ參ル。十四日庚辰一宮出

羽守坂木へ參ル。鷺林ヨリ内山へ被_レ納_ニ御馬_{（伊那郡）}。十七日終夜富白

齋致_ニ談合_{（甲府）}一書掛_ニ御目_一候。廿日丙戌内山ヲ御立_{（甲府）}、海野口迄御

帰。廿一日御帰府。晦日丙申穴山殿在_ニ同心_ニ藤沢次郎參府。

右の記事中、富白齋となつてゐるものは富白齋の誤写の公算が大きい。高・富の草書体は読み誤り易い。これを富白齋とすれば、天

文一八年九月の記事に、高白・坂木・一宮出羽守・穴山殿が捕つて現われる。国玉神社文書の日付の八月一二日とは月を異にするが、高白と一宮出羽守が坂木で合出つてゐる筈である。一宮出羽守から高白齋に今川義元よりの手紙なり口頭での申入れがあつたと考えられる。鷺林（佐久郡大井二四郷の中で岩村田と小諸の間にある）から内山へ馬を帰した晴信が、一七日終夜高白齋と談合し、高白齋が一書を御目にかけた。一書とは今川義元からの書翰であると推測される。今川より晴信への伝達の内容は明らかではないが、この段階では対上杉戦の援兵の話ではない。

同じ『高白齋記』の天文一九年にも「ノ宮出羽守の名が見える。

「天文十九庚戌年

正月朔日丙寅。十九日甲申駿府へ為御使者一高白參ル。岩間ニ泊

ル。伝馬十疋。廿二日酉刻駿府へ着。廿三日戊子酉刻義元御対面。

戌刻御口上ノ段申渡ス。廿七日御振舞東林へ御脇指被下候。指

刀進上作彦四郎ニテ候。廿九日重テ御振舞於御敷奇屋ノ座ニ御茶

御酒御太刀被下。粟毛糲毛ノ馬進上。其後從駿府ニ御使者太刀

並千疋被下、從御曹司様ニ御使者三浦内匠助へ御太刀御馬被下

候。晦日ニ甲府ヲ立、駿河ニ帰ル。二月小朔日丙申本須ニ泊リ二

日酉刻致ニ帰府ニ御返事ノ趣披露仕候。義元興国寺御普請ニ御越

候。（中略）

閏五月小朔日甲午（中略）

廿五日戊午辰刻出ニ当府ニ下山ニ泊ル。

廿七日庚申駿府ニ着。酉刻御前様へ参ル。雪齋ニ逢フ。小笠原見所（マニ

被成候由申触候。

廿九日義元へ参ル。

六月大朔日癸亥於義元公御振舞。二日甲子午刻御前様御死去。申ノ刻朝比奈備中守、一ノ宮出羽守、高井兵庫助方ヨリ甲府高白宿へ申遣ス。使者七ツ時出府江尻ニ泊ル。十七日節。廿九日辛卯義元公ヘノ御返事出候。（下略）

とあるように天文一八年から一九年には今川義元と武田晴信の間に使者の往復が繁しい。なお、『甲州古文書』五、旧袖口村茂左衛門所蔵文書、武田晴信印判状には、「〔龍朱印〕

○

從駿河「合力衆荷物之事、任ニ今川殿印判」、当陣中伝馬可レ出、若至ニ于無沙汰之族ニ者、可レ加ニ成敗ニ者也。

天文十八年

八月一日

ふつせき

あしかわ

かけはし

と見えるので、天文一八年八月には駿河今川氏よりの援軍の将兵の荷物は今川家の印判によつて伝馬を出すよう九一色郷の古閥・芦川・梯の三村に布告していることが知られる。今川の援軍が信州に派遣されているのである。

再び国玉神社文書に戻つて考察すると、今川義元から一宮出羽守を使者として申入れをを受けたので、八月七日に坂木へやつた。例によつて穴山伊豆守信友は大酒を振舞うだけで何事も談合は調わない。小山田（出羽守信有は天文二年子正月廿三日死去、息弥三郎は天文一九年柏尾山造営記には一二歳であるから、天文二四年としても一七歳で、

永禄五年五月の文書には三歳とあり、これだと更に一歳若く、天文二四年で一六歳となり（こちらが正しい）、一軍を率いるとか使者とかはまだ十分とまる年齢に達していないと思われる。従つて小山田は出羽守有とすべきか）を佐久郡へ遣わしているので、万事思う通りに行かない。龍淵齋が出て来て意見を述べて貰いたい。というのであり、精しいことは高白齋所から述べるのでこの手紙では省略する、というのである。この文書の宛先が『磯部家系譜』の伝える通り、磯部（武田）正清であるならば、また系譜の示す所により正清が天正三年、六八であるならば、文書の年代を天文一八年として四三歳、天文二四年として四九歳で分別盛りである。

五

『高白齋記』で、もう一ヶ所、一宮出羽守、高白、坂木、穴山殿が関係する事柄がある。

「天文廿一年子年（中略）

二月小朔甲寅駿府へ御使者ヲツカワサル。二日駿府へ着。小林所宿、穴山殿旅宿参ル。一出、高白致^{（脱字アラン）}相談^{（義元エ）}披露。三日従^{（一）}出御誓句之案文請取、翌日以^ニ飛脚^{（一）}甲府へ進上仕候。五日節。六日巳未午ノ刻義元へ致^{（三）}出仕^{（一）}。（中略）キ御書請取甲府へ帰ル。

八月大朔日辛亥午刻御出馬、昼ヨリ細雨夕方晴ル。（中略）十二日

小岩竹攻城主生害。十四日甲子冠落已後高白出陣。（中略）

十一月大朔日卯。（十三日辛卯節）。（中略）

十九日丁酉御輿ノ迎ニ出府。当国衆駿河へ行。廿二日庚子御新造様駿府ヲ御出。興津ニ御泊リ。廿三日ウツフサ。廿四日南部。廿五日下山。廿六日西郡。廿七日乙巳酉戌ノ刻府中穴山宿へ御着。子

丑ノ刻御新造へ御移リ。廿八日冬至。三浦出仕御対面。廿九日高井三浦方へ宿エ礼ニツカワサル。

十二月小朔日己酉御能楽屋ノ刷麺子。五日癸丑高井方呼。六日三浦帰府。十三日小寒。十四日高井帰府。（下略）

天文廿一年にも高白・一出（一宮出羽守）の動く場面があるが、これは今川義元の娘が武田義信夫人となつて、駿府から甲府に輿入することに關する事柄である。二月から四月にかけて準備のための使者の往来が繁く、一月輿入と定まり、いよいよ一月輿入となるのである。国玉神社藏龍淵齋宛文書の中の相談事も縁談に關するものと考へても齟齬はないが、『高白齋記』の天文二年の記事を見る限りでは、四月に輿入の時期が決定し、一月に輿入となるのであるから、八月一二日の段階で、「例式豆州ハ大酒振舞まで三候間、何事も不^レ調^{（トシ）}談合^{（ハシメ）}候」とか、「以^{（テ）}彼^{（シテ）}は一向不如意迷惑候。」とか龍淵齋の出来を待つて「御意見可^レ為^{（シメ）}本望^{（シテ）}候。」とか云う必要がないと見てよい。『高白齋記』には八月一四日冠落已後高白出陣の記事があるが、龍淵齋はもとより一宮出羽守にもふれていない。高白が自分が關係することであれば、日記に書いた筈である。従つて、義信の婚姻のことは、武田・今川両家にとつて重要なことではあるが、国玉神社文書の八月一二日は、天文廿一年の義信の夫人の輿入に關するものでないと考へてよいであろう。

但し、柴田伸助が高白齋の日記を写すときには八月の部分を写し忘れたということになれば、如何とも致し方がない。

『磯部家系譜』の正清（武田太郎、河内守、龍淵齋）の譜には、八月一二日晴信花押、龍淵齋宛文書につづいて、

「信州志賀城其後上州高田大和守繁頼同山城守行重入降、各本領安堵ス。武田河内守入道龍淵齋仕」信玄勝頼二代、軍功最多シ。天

正三乙亥年五月廿一日武田勝頼將三一万五千ニ与ニ徳川源君織田信

長ノ両將戦フニ三州長篠ニ敗績シ味方將士一万三千余人皆没スレ

陣。龍淵齋于レ時六十八歳。亦從レ軍奮勇シテ討死ス。」

と記している。妹に加賀美源左衛門吉光室及び荻原与三左衛門昌春室を加えてい

る。正清の子は正元（武田二郎三郎、後改磯部刑部少輔ト、号スミ

叟翁ト）で、徳川氏が甲州入国後、戦禍に遭った玉諸神社を再建し神官となつて行くことが『系譜』に記されているが、ここでは省略する。

ま と め

以上の考察から、国玉神社所蔵文書、年紀なし八月一二日、晴信花押、龍淵齋宛文書について、次のように考えてよいであろう。

①宛先の龍淵齋は『磯部家系譜』に示される武田太郎、河内守正清号龍淵齋（次代に磯部氏に復姓）としてよいであろう。

②年代は、『系譜』には天文一五年（これも誤り）とし、晴信の志賀城攻め（実は天文十六年）に関わるものとするが、誤りである。誤りの原因は、文中の高白を高田と読んだためである。

③『信濃史料』は年紀を天文二四年即ち弘治元年、晴信と長尾景虎、川中島の戦の折に仮定しており、『新編甲州古文書』は疑いありとしながらも、当分これに従うとしているが、必ずしも天文二四年にしなければならないことはない。

④『高白齋記』の天文一八年に、八月一二日付文書に見える人物と同じ人物が活躍するので、当文書の年紀を天文一八年としてよいのではないか。

⑤「高田」ではなく「高白」は『高白齋記』の筆者、高白齋（駒井政武）である。彼は晴信側近の臣で、重要な使者にもしばしば派遣された。

⑥文中の豆州は永禄三年没の穴山伊豆守信友である。穴山信君ではない。信君は伊豆守を官途とした証拠はないし、この時期はまだ彦六郎の称を用いている。

⑦文中の小山田は、郡内の小山田とすれば、弥三郎信茂ではなく、父の出羽守信有であるとする方がよい。出羽守信有はまだ没していない。天文二年正月二三日死去。

⑧武田義信と今川義元の女との婚儀に關する相談とともに考えられることもないが、天文二年一月の御新造輿入に直接関連する文書ではないとしてよい。

（補注）一宮出羽守の名は同三郎と共に『信濃史料』弘治二、三年の項に見え、『浅川井出文書』弘治三年の義元判物に出羽守があり、『駿河志料』には有度郡小坂佛谷山安養寺に一宮出羽守隨波齋の墓があるという。『甲斐國志』・『北越軍談』・『義元鳴弦相伝書』等に隨波齋宗是の記事があるが、これらは検討を要する。なお、『南海院文書』には永禄一〇、一年に一宮左兵衛尉元実の名があり、用宗付近の領主らしいが、出羽守・三郎・左兵衛尉の関係は明らかではない。